



情報(第69号)



令和元年 10月 18日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2階
銀座社会保険労務士法人 代表社員 吉国 智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL:<https://ginza-syaroushi.com/>

奇兵隊・膺懲（ようちょう）隊駐屯地跡 正慶院（山口市徳地）：膺懲とは征伐すること

トラック運転手の労働条件改善



1 時間外労働の上限規制

働き方改革の一つとして、時間外労働の上限が法律に規定され、大企業は本年4月1日から、中小企業では令和2年4月1日から施行されます。これを簡単に解説しますと、①時間外労働（休日労働を含みません）の上限は、原則として、月45時間・年360時間です。臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合には、年720時間以内（時間外労働）、月100時間未満、2～6か月の月平均80時間以内（時間外労働及び休日労働）とする必要があります。加えて、原則である月45時間を超えることができるのは、年6回までです。

自動車運転の業務は、前記上限規制が令和6年3月31日までは猶予されています（猶予後の取扱いは他の事業と異なります）。

2 トラック運転業務の実態

以下、時の法令2080号を参照しています。貨物自動車運送事業の特性、取引慣行により長時間の荷待ちや運送とは関係ない荷役作業が発生することなどから、トラック運転業務は、全職業平均と比較すると平均労働時間が2割以上長く、また、平均所定労働時間も約3倍に及んでいます（厚生労働省：平成29年賃金構造基本統計調査）。

このため、人手不足が顕著ですし、高齢化が進み、自動車運転事業における40歳未満の若い労働者数は全体の約27%にとどまっています。

先般からの台風で地区によっては停電が発生し、少なからず経済に影響が出たように、貨物自動車運送事業は物流の要で、これが止まるとなれば大きな悪影響が出ることは必定で、トラック運転手の労働条件の改善が必要です。

3 トラック運送業の健全化策

このため、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が平均30年12月14日に公布され、公布後1年6か月以内に施行されます。その内容の一部には、次のようなものがあります。

- (1) 一般貨物自動車運送事業等の許可の取消しを受けた者が許可を得ることができない期間を2年から5年に延長し、新たに欠格事由を追加（内容省略）。
- (2) 運行管理者資格証の返納を命じられた者等にその交付を行わないことができる期間についても2年から5年に延長。
- (3) 一般貨物自動車運送事業等の許可基準を明確化したこと（内容省略）。
- (4) これまで運賃と料金の区分が不明確で、荷主の指示により運送以外の役務を行っても、その料金を適正に収受することができていないという問題があった。そこで、認可基準として、運送約款には、①運送の役務（物を出荷地から着荷地まで運搬すること）の対価としての運賃、②運送の役務以外の役務（荷物の積み込み又は取卸し、荷待ち、仕分け作業等）又は特別に生ずる費用（深夜・早朝配送料・

高速道路通行料金等)に係る料金とを区別して収受する旨が明確に定められていることが追加されたこと。

4 荷主対策

貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法等を遵守して事業を遂行できるためには、荷主の協力が欠かせません。

荷主による違反原因行為（貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為）を防止する観点から、以下の措置を講ずることとされています。

前記違反原因行為とは、荷主の荷さばき場において荷主都合による長時間の荷待ち時間を発生させる行為、過積載運行を招くおそれがある行為として積込直前に貨物量を増やす指示、最高速度違反を招くおそれのある行為として適切な速度の運行では間に合わない到着時刻を指定する行為等です。

- (1) 国土交通大臣は、違反原因行為をしている疑いのある荷主に対して、貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法等を遵守して事業の遂行ができるよう配慮することの理解を得るために必要な措置。
- (2) 国土交通大臣は、違反原因行為をしていると疑うに相当の理由がある荷主に対して、違反原因行為をしないよう要請できる。
- (3) 国土交通大臣は、(2)の要請を行ってもなお違反原因行為をしていると疑うに相当の理由があるときは、違反原因行為をしないよう勧告できる。

5 産業界全体の理解

長時間労働抑制には、無駄や非効率な作業を撲滅することが必要であるとともに、一企業だけでの努力だけでは限界があり、短納期発注を禁止するなど産業界全体の理解が必要です。

荷主では、荷物を出したら終わりではなく、貨物自動車運送事業者と協議をして適正な積込締切時間を設定し、それに遅れたときは翌日送りとすること、運送以外の役務を行わせたときはその適正な対価を支払うこと等、必要な配慮をすることが求められます。

社会保険の適用を意図的に免れた貨物自動車運送事業者も見受けられました。規制緩和がされ、新規参入が容易となった反面、過当競争となってしまった面があります。不当に安い貨物自動車運送事業者は事故を起こし又は倒産の途を歩み、結局、膺懲されます。それは誰も望まないことです。

適正な労務管理は事業継続・成長の第一歩です。

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国智彦
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565
E-mail:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp
URL: <https://ginza-syaroushi.com/>